

議案第49号

天理市老人福祉施設条例の一部改正について

天理市老人福祉施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

天理市老人福祉施設条例（平成6年12月天理市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（名称等）

第2条 施設の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
天理市立養護老人ホームふるさと園	天理市遠田町473番地	50人
天理市立特別養護老人ホームふるさと園	同上	30人

（業務）

第3条 天理市立養護老人ホームふるさと園（以下「養護老人ホームふるさと園」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の養護に関する業務
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 天理市立特別養護老人ホームふるさと園（以下「特別養護老人ホームふるさと園」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第21項に規定する介護福祉施設サービスに関する業務
- （2）介護保険法第7条第13項に規定する短期入所生活介護に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第4条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以

下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用料金)

第7条 養護老人ホームふるさと園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、規則に規定する厚生労働省通知による額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 特別養護老人ホームふるさと園の利用料金は、規則に規定する厚生労働省告示により算出される額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に前2項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) 施設の維持管理(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。
- (3) その他施設の管理に関し市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第5条及び第6条の規定による指定管理者の指定の
手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(天理市立特別養護老人ホームふるさと園の利用料金に関する条例の廃止)

- 3 天理市立特別養護老人ホームふるさと園の利用料金に関する条例(平成12
年3月天理市条例第10号)は、廃止する。